令和７年（フ）第１３号
大阪府高槻市藤の里町26番９号の２
破産者　羽田　有香
１　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
２　一般調査期日　令和９年２月８日午後１時50分
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９２号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀454―１、開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀280番地
破産者　永田　秀明
１　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午前10時
令和８年10月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１１号
高知県土佐市波介1244の１　障害者支援施設とさ、住民票上の住所高知市玉水町84番地
破産者　片岡　由佳
１　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
２　一般調査期日　令和９年３月４日午前10時
令和８年10月29日　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７５号
愛知県豊田市神田町２丁目６番地２　アルデバラン神田203号
破産者　徳永　敬士
１　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
２　一般調査期日　令和９年２月９日午後２時30分
令和８年10月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の特別調査期日

令和８年（フ）第６４２号
大阪市北区南森町１丁目４番11号
破産者　瑠都貿易株式会社
特別調査期日　令和９年１月14日午後１時40分
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

令和７年（フ）第４０９７号
大阪府摂津市千里丘東１丁目13番11―501号
破産者　株式会社エヌ・ブルー
１　期日　令和９年１月18日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２７０号
宮崎市清武町西新町５番地３　市営住宅桑畑団地304号
破産者　山口　桐子
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月28日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１５号
宮崎県都城市金田町2637番地５、前住所宮崎県都城市高木町5040番地２　ネストプレイス高木Ａ203号室
破産者　湯地　愛乃（開始決定時の氏名　重成愛乃）
異議申述期間　令和８年12月10日まで
令和８年10月29日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第９６８号
千葉県市川市新井３丁目15番27号　（ヴィレット南行徳102号）
破産者　秋山　直輝
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６７号
千葉県市原市国分寺台中央４丁目12番地24　ニューヒルズ203
破産者　青木　浩
異議申述期間　令和８年12月17日まで
令和８年10月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３９号
千葉県船橋市二宮１丁目19番９号　ウェルスビスタ津田沼202号
破産者　櫻井　裕磨
異議申述期間　令和８年12月22日まで
令和８年10月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３６７６号
大阪市生野区中川西１丁目11番４号
破産者　株式会社川瀬商店
異議申述期間　令和８年12月23日まで
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3033号
大阪市中央区内平野町一丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社日本プロデュースセンター
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和8年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3034号
大阪市中央区内平野町一丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社コルトワン
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和8年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３号
福岡県田川市大字伊加利1805番地28
清算株式会社　株式会社ＮＭ
代表清算人　佐々木リカ
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（ヒ）第１９号
兵庫県姫路市家島町真浦１３３番地の１
清算株式会社　永壽海運株式会社
代表清算人　山野　貴市
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００３号
愛知県あま市木折戸井田２３番地
清算株式会社　株式会社アイ企画
１　決定年月日　令和８年１０月２２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１０１２号
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目１５０番地
清算株式会社　株式会社おさかな工房
１　決定年月日　令和８年１０月２２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００２号
川崎市中原区下小田中３丁目２６番６号
清算株式会社　株式会社日本エレクトライク
代表清算人　松　波　　登
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、別紙債権者目録記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙債権者目録記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する。この弁済に要する手数料は各協定債権者の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
横浜地方裁判所川崎支部民事部